

答申第 154 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 7 月 25 日付けで諮問された教育庁スポーツ課に係る執行伺票兼支出命令票等一部非公開の件( 諮問第 111 号 )について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 平成 12 年 3 月分の県内旅費に係る執行伺票兼支出命令票及びマイペースウォークかながわ2000開催費ほか3件の補助金に係る執行伺票等並びにそれらの付属資料について不服申立ての対象となった情報のうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである。
- (2) 実施機関が、特定のスポーツ振興団体の預金通帳における特定の日付に記載された金額の出納に関する文書を管理していないため、存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、平成 12 年 6 月 21 日付けで行った次に掲げる処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 県教育委員会が管理する預金通帳における特定の日付に記載された金額に関する平成 12 年 3 月分の県内旅費に係る執行伺票兼支出命令票及びその付属資料（以下「旅費執行伺票等」という。）並びにマイペースウォークかながわ2000開催費ほか3件の補助金に係る執行伺票等及びその付属資料（以下「補助金執行伺票等」という。また、旅費執行伺票等及び補助金執行伺票等を併せて、以下「本件一部非公開文書」という。）を一部非公開とした処分

イ 特定のスポーツ振興団体（以下「振興団体」という。）の預金通帳における特定の日付に記載された金額の出納に関する文書（以下「本件公開拒否文書」という。）について、これを管理していないとして公開を拒んだ処分

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、県教育委員会が本件一部非公開文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されていることが

ら、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当するとして一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を管理していないとして公開を拒んだ処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 本件一部非公開文書に関する条例第5条第1号該当の点について

（ア）実施機関は、旅費執行伺票等のうち職員番号及び級・号給を条例第5条第1号に該当するとして非公開としたが、条例は公務員の職及び当該職務遂行の内容に関する情報の公開を認めており、職員番号及び級・号給は非公開情報ではない。

（イ）実施機関は、補助金執行伺票等のうち各実行委員会会則別表及び委員等名簿（以下「会則別表及び名簿」という。）に記載された委員等の所属団体名、役職名及び氏名並びに補助金額の確定伺い文書に添付された写真中の顔部分（以下「写真中の顔部分」という。）を同号に該当するとして非公開としたが、これらの情報は、県費で運営している事業に関するものであるため、公開しても支障がない。仮に支障があると考えらば、事前に公開することについて本人に確認を取るべきであり、実施機関が一方的に非公開とした判断は理解できない。

イ 本件公開拒否文書の存否について

（ア）実施機関は、本件公開拒否文書を管理していないとして、公開拒否の処分を行ったが、その理由として振興団体は実施機関とは別の組織であり、振興団体の業務は実施機関の職員が職務専念義務を免除（以下「職専免」という。）されて行っているため、本件公開拒否文書は実施機関が管理する行政文書には該当しない旨説明している。しかし、振興団体の事務局は、実施機関の事務室内にあり、また、職専免を受けていない職員が業務に関与している実態がある。

（イ）実施機関は、過去に振興団体の預金通帳を複数回にわたり公開しており、本件公開拒否文書が実施機関が管理する行政文書ではないということはこのことと整合性がない。仮に実施機関が本件公開拒否文書を管理していないとしても振興団体から文書を取り寄せて公開する義務がある。

(ウ) また、実施機関が振興団体に分担金を支出した支出命令票があることから、振興団体から実施機関に提出された文書が存在するはずである。

ウ その他

(ア) 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

(イ) 対象行政文書が著しく大量であることを理由に諾否決定を長期にわたり延長しながら、実際には当初の説明よりも明らかに文書量が少なかったにもかかわらず、実施機関が諾否決定の期間の延長を変更しなかった事例があり、適正な制度の運用を図るべきである。

(ウ) 本件処分は、条例第 1 条で請求者に認めている公開請求権を侵害したもので、条例が定める請求者の公開請求権が尊重されていない。

### 3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書は、実施機関が管理する預金通帳における特定の日付に記載された金額に関する次の文書である。

ア 平成 12 年 3 月分の県内旅費に係る執行伺票兼支出命令票及びその付属資料

イ マイペースウォークかながわ 2000 開催費、かながわフットサルフェスティバル開催費、いきいき体操フェアかながわ 99 開催費及び第 12 回全国スポーツ・レクリエーション祭派遣費の補助金に係る執行伺票等並びにその付属資料

#### (2) 本件公開拒否文書について

本件公開拒否文書は、振興団体の預金通帳における特定の日付に記載された金額の出納に関する文書である。

#### (3) 本件一部非公開文書に関する条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 旅費執行伺票等のうち、職員番号は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人の本県採用年度等を推測でき

る情報であり、公開することにより、特定の個人を識別し得るとともに個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 級・号給については、個人に関する情報であって、他に容易に取得し得る情報と照合することにより、特定の個人の所得を推測できる情報であり、公開することにより特定の個人を識別し得るとともに個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当する。

ウ 会則別表及び名簿に記載された委員等の所属団体名、役職名及び氏名並びに写真中の顔部分については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、同号本文に該当する。

エ 会則別表及び名簿をプログラムや報告書等に掲載して公表することは予定しておらず、また、会則別表及び名簿に記載された委員等が所属する団体は、基本的に任意団体であり、それらの団体の名簿も公表されていないため、同号ただし書イに該当しない。

オ 職員番号及び級・号給並びに会則別表及び名簿に記載された委員等の所属団体名、役職名及び氏名並びに写真中の顔部分については、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

#### (4) 本件公開拒否文書の存否について

ア 本件公開拒否文書は、振興団体が管理する文書であり、振興団体は県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成される団体であって、その役員も市町村の職員が就任しており、県教育委員会とは別の組織である。

イ 振興団体の業務は県教育委員会の本来の業務ではないため、振興団体の業務に従事している実施機関の職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき職専免を受けている。また、振興団体の文書については、実施機関の文書を管理するファイリングキャビネットとは別に職専免を受けている実施機関の職員が振興団体の文書として管理している。

ウ 振興団体の経費は、県教育委員会及び県内各市町村教育委員会の分担金等で賄われることになっているが、振興団体の預金通帳における特定

の日付の時点では県教育委員会からの分担金は総会の議決により免除されており、県教育委員会は分担金を支出していない。

したがって、本件公開拒否文書を振興団体から実施機関が取得した事実もない。

エ 過去に振興団体の預金通帳を複数回公開したことがあるが、これは、実施機関の金庫で他の預金通帳等と併せて保管していたことや、当時、国体旅費の不正流用の問題があり、その実態を明らかにすべきであるとの考慮もあったため、例外的に公開請求の対象として取り扱ったものである。しかし、その後、この取扱いを改めて、本件請求時点では実施機関が管理していないものについては公開請求の対象とはしないこととしている。

オ 以上のことから、本件公開拒否文書を実施機関が管理していないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書は、実施機関が管理する預金通帳における特定の日付に記載された金額に関する次の文書である。

ア 平成12年3月分の県内旅費に係る執行伺票兼支出命令票及びその付属資料

イ マイペースウォークかながわ2000開催費、かながわフットサルフェスティバル開催費、いきいき体操フェアかながわ99開催費及び第12回全国スポーツ・レクリエーション祭派遣費の補助金に係る執行伺票等並びにその付属資料

##### (3) 本件公開拒否文書について

本件公開拒否文書は、振興団体の預金通帳における特定の日付に記載された金額の出納に関する文書である。

(4) 本件一部非公開文書に関する条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 会則別表及び名簿のうち、第12回全国スポーツ・レクリエーション祭派遣費補助金の執行伺票中の実行委員会会則の別表については、あらかじめ当該実行委員会の委員となるべき者の所属団体及びその役職を定め、それを記載しているにすぎないため、同別表中の所属団体名及び役職名は、特定の委員の個人に関する情報には当たらないものと解される。したがって、当該情報は、同号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 会則別表及び名簿に記載された事務局の職員並びに実行委員会及び運営委員会の委員の役職名のうち、特定の個人が識別され得ないものについては、同号本文に該当しないと判断する。

(エ) 旅費執行伺票等のうち職員番号及び級・号給並びに補助金執行伺票等のうち前記(イ)及び(ウ)に掲げた情報を除く会則別表及び名簿に記載された委員等の役職名及び氏名並びに写真中の顔部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(オ) 会則別表及び名簿に記載された委員等の所属団体名は、当該情報から特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められないため、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

条例第 5 条第 1 号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(ア) 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について

条例第 5 条第 1 号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については公開することを規定している。

本件一部非公開文書のうち、会則別表及び名簿に記載された財団法人の理事の氏名については、法人登記簿に記録されている情報であり、これらの情報は商業登記法第 10 条第 1 項及び第 11 条の規定により何人にも閲覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報のため、これらの情報は、同号ただし書アに該当すると判断する。

(イ) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について

a 条例第 5 条第 1 号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

実施機関は、会則別表及び名簿をプログラムや報告書等に載せて公表することを予定しておらず、また、会則別表及び名簿に記載された委員等が所属する団体は、基本的に任意団体であり、それらの団体の名簿も公表されていない旨説明している。

b 当審査会が調査したところ、会則別表及び名簿に記載された委員等が所属する団体は、一般的に広く県民等を対象とする開かれたスポーツ団体等であり、また、こうした団体の多くがそのホームページや記念誌等で団体役員の役職名及び氏名を公表している。こうした状況からすると、会則別表及び名簿に記載された委員等のうち、団体役員の役職名及び氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認められるため、



同号ただし書イに該当すると判断する。

- c 会則別表及び名簿に記載された委員等のうち、団体役員以外の者の役職名及び氏名については、これらの情報が一般に慣行として公にされ又は、公にすることが予定されている情報とは認められないため、当該情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。
- d 写真中の顔部分は、マイペースウォークかながわ 2000 開催費補助金額の確定伺い文書に添付された同事業の会場風景を撮影した写真中の個人の顔部分であると認められる。

当審査会が調査したところ、マイペースウォークかながわ 2000 は、県民の健康、体力の向上を目的とし、生涯スポーツの定着を図るため、広く県民を対象とした誰でも参加することのできる開かれたスポーツ行事であり、撮影された場所も屋外の会場付近であって、誰もが目に触れることができる場所であると考えられる。こうしたことからすると、写真中の顔部分については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認められるため、同号ただし書イに該当すると判断する。

(ウ) 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について

条例第 5 条第 1 号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用されることのある情報であるとともに、個人の県採用年度等を推測することができる情報である。また、級・号給は、他に容易に取得し得る情報と照合することにより、個人の所得を推測できる情報である。

以上のことからすると、これらの情報は、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(エ) 条例第 5 条第 1 号ただし書エ該当性について

条例第5条第1号ただし書は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については公開することを規定している。

職員番号及び級・号給並びに会則別表及び名簿に記載された委員等の役職名及び氏名並びに写真中の顔部分は、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書に該当しないと判断する。

(5) 本件公開拒否文書の存否について

ア 本件公開拒否文書は、振興団体の預金通帳における特定の日付に記載された金額の出納に関する文書である。

イ 実施機関は、振興団体が県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成された団体であること、振興団体の業務に従事している実施機関の職員は職専免を受けていること、振興団体の文書については実施機関の文書とは別に振興団体の文書として管理していることなどから、本件公開拒否文書を行政文書として管理しておらず、また、振興団体から取得した事実もない旨説明している。

これに対し、不服申立人は、実施機関が過去に振興団体の預金通帳を複数回にわたり公開していることから、本件公開拒否文書が別の団体に所属する文書で実施機関が管理する行政文書ではないとすることはこのことと整合性がない旨主張している。

ウ 条例第3条は、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定している。

エ 振興団体は、県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成され、その役員も市町村教育委員会の職員が就任しており、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。また、実施機関の職員が振興団体の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため、職専免を受けており、さらに振興団体の文書は、振興団体の事務局業務に従事する実施機関の職員が実施機関の管理する行政文書とは別に振興団体の文書として管理している。こうしたことからすると、

振興団体が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関において管理する文書とは認められない。

オ 実施機関が例外的な措置として過去に振興団体の預金通帳を公開したとしても、このことをもって本件公開拒否文書を実施機関が管理する行政文書として取り扱うべきものとは解されない。

カ 不服申立人は、実施機関が振興団体に分担金を支出した支出命令票があることから、振興団体から実施機関に提出された文書が存在するはずである旨主張している。しかし、県教育委員会は、振興団体の預金通帳における特定の日付の時点では分担金を支出していないことからすると、振興団体から文書を取得していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

キ また、不服申立人は、仮に実施機関が本件公開拒否文書を管理していないとしても振興団体から取り寄せて、公開する義務がある旨主張しているが、現に実施機関の職員が職務上取得していない状態で、振興団体において管理されている文書は、行政文書には該当しないと解される。

ク 以上のことからすると本件公開拒否文書は、存在しないものと認められる。

#### (6) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

1 第12回全国スポーツ・レクリエーション祭派遣費補助金執行伺い

該当項目	該当部分
実行委員会会則別表	非公開部分
実行委員会委員名簿	8行目3文字目から16行目最後まで 17行目4文字目から11文字目まで 18行目最初から26行目最後まで 30行目最初から最後まで

2 いきいき体操フェアかながわ 99開催費補助金執行伺い

該当項目	該当部分
実行委員会会則別表	非公開部分
実行委員会名簿	4行目から7行目最後まで 10行目3文字目から最後まで 13行目7文字目から27文字目 14行目7文字目から27文字目 15行目3文字目から最後まで 17行目8文字目から最後まで 18行目3文字目から最後まで

3 かながわフットサルフェスティバル開催費補助金執行伺い

該当項目	該当部分
実行委員会会則別表	4行目最初から最後まで 16行最初から20文字まで 17行最初から最後まで 19行最初から18文字目及び24文字目から最後まで 20行最初から17文字目及び22文字目から最後まで 26行最初から9文字目まで 27行最初から9文字目まで 28行最初から14文字目まで 29行最初から最後まで 30行最初から最後まで

4 マイペースウォークかながわ2000開催費補助金の額の確定伺い

該当項目	該当部分
会場写真	非公開部分

## 5 マイペースウォークかながわ 2000 開催費補助金執行伺い

該当項目	該当部分
実行委員会会則別表	非公開部分
実行委員会委員名簿	5 行目から 7 行目最後まで 14 行目から 15 行目最後まで 16 行目 2 文字目から 19 文字目まで 17 行目 2 文字目から 21 文字目まで

備考 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 文字数は当該行の記載のある文字について左から数えたものである。  
句読点及び記号等の表記も一文字として数える。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 7 月 25 日	諮問
8 月 8 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 11 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 28 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 15 年 3 月 17 日 (第 20 回部会)	審議
4 月 17 日 (第 21 回部会)	審議
4 月 30 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
5 月 21 日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8 月 7 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 3 日 (第 26 回部会)	審議
10 月 20 日 (第 27 回部会)	審議
11 月 17 日 (第 28 回部会)	審議
12 月 25 日 (第 29 回部会)	審議
平成 16 年 1 月 20 日 (第 30 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	獨 協 大 学 教 授	
鈴木 敏子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年2月12日現在)(五十音順)